

リサイクル協力店制度の見直しについて

1 目的

環境のことを考えて事業に取り組んでいる店舗を「リサイクル協力店」として認定する制度を平成 6 年度に開始し、区民に利用を呼びかけている。近年、区民の環境配慮行動が多様化していることに対応するため、認定基準の分野や項目を増やす等により制度を見直し、販売店や飲食店と協力して消費者（区民）の意識・消費行動の一層の変革を促す。なお、本件は「台東区一般廃棄物処理基本計画」の重点的取り組みに位置付けられている。

2 見直し内容

（１）認定基準の見直し

下記のとおり、基準を見直す。

現行（主なもの）	見直し後（主なもの）
リサイクル活動を推進している店舗 ・ 使い捨て容器や商品の販売及び使用の自粛 ・ 過剰包装の自粛 ・ 自店で販売した製品の下取り	①食品ロス削減分野（新規） ・ 小盛やハーフサイズメニューの提供 ・ ばら売りや量り売りの実施 ②使い捨て物品削減分野 ・ 使い捨てプラスチックの不使用または代替品の使用 ・ 持参したマイボトル等に水、お湯、お茶等を提供 ③資源の循環分野 ・ アップサイクルに関する取り組み ・ 自店で販売した製品の下取り

（２）更新制から宣言制への変更

現行では、事業者の申請に基づき、区が「リサイクル協力店」として認定し、2 年ごとの更新制としている。

見直し後は、事業者の申請により、区が認定した具体的な実施内容を宣言する形式に変更する。おおむね 3 年ごとに、アンケートやステッカーの配布により活動状況を確認する。

(3) 名称の変更

「エコいいね宣言店」制度（案）

環境（エコ）に配慮した取り組みを宣言してもらう。宣言した店舗だけでなく、利用する区民にも共感の「いいね」が広がっていく名称とする。

(4) 宣言店の広報等

店頭に貼付するステッカーを配布し、区ホームページに宣言店一覧を掲載する。さらに宣言店が自社のホームページ等に利用可能な「エコいいね宣言店」のウェブバナーを提供する。

3 予算額

2 1 1 千円

4 今後の予定

令和 7 年 1 1 月	募集開始
8 年 4 月	新制度開始